

令和2年度 神栖市福祉活動基金の運用基準

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

対象事業 基準等	助成限度額	回数等	対象内容	助成要件
ア ボランティアグループ活動費助成	1グループ 年間 5万円	初回～3回目 50,000円以内 4回～5回目 20,000円以内 また助成金額は グループの年間 総支出予算の 1／2を超えない 範囲とする。	●ボランティアグループの自主事業及び運営に 対して、活動費の一部を助成する。	「ボランティアグループ」とは、当会ボランティアセンターにボランティア登録し、常時市社協または 県社協と連携して「社会福祉」の分野にかかるボランティア活動を充実するものとし、原則として次の要 件を満たすものとする。 ①ボランティアグループの組織運営が適切である。 (行政や社協から独立し、毎年度、事業計画・予算及び事業報告・決算報告が適切に行われている) ②ボランティア活動の自主性を尊重する観点から、自主財源確保に努力し、会員による会費負担が なされている。 ③ボランティア活動の実績が1年以上ある。 ④ボランティア活動が自主的かつ計画的組織的に行われている。 ⑤市社協・県社協が実施する地域福祉事業、又はボランティア研修会や学習会等に対して積極的な 協力がなされている。 ⑥ボランティア活動が年間を通して定期的に実践されている。(原則月1回以上) ※自治体・他団体から助成のあるグループは対象外。
イ ボランティア保険加入費助成	一人あたり 年間100円	年間1回	●ボランティア活動保険(社会福祉法人全国社 会福祉協議会)に加入する際の保険料の一部 を助成する。	当会ボランティアセンターにボランティア登録しているボランティアグループ、また個人ボランティア で市内在住または、主たる活動拠点が市内であること。ボランティア保険加入費を自治体等から直接全 額助成を受けている場合は対象外。
ウ ボランティア協力校事業	1校 年間 5万円	年間1回	●小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象と して、社会福祉への理解と関心を高め、ボラ ンティア活動の実践、社会連帯の精神を養成 するための事業に必要な経費を助成する。 ●通常の授業内での活動は対象外。 ●授業の延長や授業以外で行う活動で、学校や 地域の実情にあわせ独自に計画され、その經 費が学校予算枠を超えた部分を助成する。	①広報・啓発活動(福祉をテーマとした講演・映画・展示会の開催、学校新聞等での広報、ビデオ教材等 の購入) ②社会福祉についての調査研究活動 ③体験学習を目的とした実践(社会福祉施設等での訪問交流、施設・養護学校等との提携校制度の 実施、地域社会で生活する高齢者・障害(児)者などへのボランティア活動や学校行事への招待、 地域社会づくりのための活動、国際理解・協力活動) ④社会福祉関係行事への参加及びボランティア活動 ⑤協力校相互間の交流及び学習活動 ⑥その他の必要な活動
エ 先駆的事業の取組みへの助成 (地区別サロン活動助成)	1サロン 年間 2万円	初回～2回目 20,000円以内 3回目 10,000円以内 4回目以降は 助成しない	●地域福祉推進活動を推進するため、地域住民 相互が中心となって運営する「地区別サロン」 の立ち上げ支援として運営経費の一部を助成 する。	「地区別サロン活動」とは、地域の児童や高齢者、障害者等が生きがいと元気に暮らすきっかけをつ くり、住民同士の親睦を深める場で、原則として次の要件を満たすものとする。 ①当会ボランティアセンターにボランティア登録している。 ②地域住民(高齢者、障害者、児童、ボランティア等)が中心となって運営している。 ③サロンを年間を通じて定期的に開催している。(原則月1回) ④世話人などの代表者が最低1人いること。 ⑤サロンメンバーが概ね5人以上で構成されること。 ⑥運営費にメンバーによる費用負担があり、自治体・他団体から助成を受けていないこと。
オ 先駆的事業の取組みへの助成 (当事者グループ活動助成)	1グループ 年間 2万円	初回～2回目 20,000円以内 3回目 10,000円以内 4回目以降は 助成しない	●同一の生活課題や障害等を抱える人同士が、 対等な関係性の中で支え合うグループの立ち 上げ支援として運営経費の一部を助成する。	「当事者グループ活動」とは、地域福祉における要支援者、障害者本人またはその家族同士が対等な立 場で、情報や考え方などを交換・共有することを通じて、各自の課題解決や社会参加につなげていく活 動で、原則として次の要件を満たすものとする。 ①地域住民(ボランティアとして関わる者も含む)が中心となって運営している。 ②グループ活動を年間を通じて定期的に行っている。(原則月1回) ③世話人などの代表者が最低1人いること。 ④メンバーが概ね5人以上で、かつ神栖市在住者が半数以上で構成されること。 ⑤運営費にメンバーによる費用負担があり、自治体・他団体から助成を受けていないこと。
カ 先駆的事業の取組みへの助成 (生活支援活動助成)	1グループ 年間2万円	初回～2回目 20,000円以内 3回目 10,000円以内 4回目以降は 助成しない	●地域住民が中心となって市民の生活課題の直 接解決に取り組もうとするグループに対し活 動費の一部を助成する。 例:こども食堂活動(※こども食堂とは地域 住民が家庭における「共食」が難しい子供た ちへ無料または安価で栄養のある食事や温か な団らんを提供する場)	原則として次の要件を満たすものとする。 ①当会ボランティアセンターにボランティア登録している。 ②地域住民(ボランティアとして関わる者を含む)が中心となって運営している。 ③年間を通じて定期的に開催している。(年間6回以上) ④世話人などの代表者が最低1人いること。 ⑤メンバーが概ね5人以上で構成されること。 ⑥運営費にメンバーによる費用負担があり、自治体・他団体から助成を受けていないこと。
キ 活動資機材の整備	対象経費の2 ／3以内	1 グループにつき 1回のみ 50,000円以内	●活動上どうしても必要な資機材の購入・修理 等に必要な費用を助成する。	「ア」の要件を満たすボランティアグループ、「エ」の要件を満たす地区別サロン、「オ」の要件を満 たす当事者グループ、「カ」の要件を満たすグループのいずれかの団体が、左記内容を実施する場合。 (アまたはエ、オと重複助成も可能とする) <u>過去5年</u> の間に同助成を受けた団体は対象外。